様式第１号（第７条関係）（設置及び撤去用）

年　　月　　日

宇佐市防災行政無線戸別受信機設置申請書

宇佐市長　　　　宛て

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者  （世帯主） |  | |
| 住　　所 |  |
| 氏　　名 | ㊞ |
| 電話番号 |  |
| 行政区名 |  |

　戸別受信機の貸与を受けたいので、下記の遵守事項を承諾し、宇佐市防災行政無線戸別受信機貸与要綱第７条の規定により申請します。

　市が戸別受信機の管理のため、記載した申請内容に係る情報を確認することについて同意します。

暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないことを誓います。

○既設アナログ戸別受信機の撤去について

|  |
| --- |
| 既設アナログ戸別受信機について、撤去を希望される方は現在設置してあるアンテナの種類について次のいずれかに○をしてください。 |
| １．室内アンテナ　　　　　２．ダイポールアンテナ　　　　３．八木型３素子  (本体附属)　　　　　　　(家屋外部に上下２本)　　　　(家屋外部に上下３本) |

○戸別受信機の貸与申請に係る遵守事項

|  |
| --- |
| ・戸別受信機は、家庭用電源又は乾電池で作動します。電気代等の維持管理費は被貸与者のご負担となります。  ・戸別受信機は市の備品のため、譲渡や転貸などはできません。また、不要となった場合は返却していただきます。  ・お住いの地区、自治区等個別の設定がされていますので、転居の際には、市役所で変更の届け出が必要になります。  ・故意又は過失により亡失、毀損した場合は、修繕等に要する費用をご負担いただく場合があります。 |

※なお、本申請書は、戸別受信機の設置・撤去を目的とするものであり、ここで得た個人情報を目的以外に利用することはありません。